長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、仮換地指定の変更通知、位置図、仮換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年十二月三日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

公示送達

松秋区第二〇六号

松戸市秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定の変更通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松秋区第一〇二号

平成二十四年九月十二日

松戸市秋山土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、平成十九年二月五日付け松秋区第一五九号で通知した仮換地指定は、換地設計の変更により撤回し、法第九十八条第一項の規定により左記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　石井　敏夫

住所　千葉県松戸市秋山三三九番地

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、仮換地指定の変更通知、位置図、仮換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年十二月三日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

公示送達

松秋区第二〇七号

松戸市秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金額決定通知書は、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松秋区第一四七号

平成二十四年十月五日

あなたの所有地について、松戸市秋山土地区画整理組合賦課金算定及び再々減歩換地設計要領第十一条の規定により賦課金額を、左記のとおり決定しましたので通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに賦課金額

①氏名　杉野　道夫

住所　千葉県松戸市高塚新田三六二番地六

賦課金額　金六、六九七、〇〇〇円

②氏名　長沼　友子

住所　千葉県松戸市秋山一一一番地の一

ミオカステーロ松戸秋山ステーション

フロント一〇〇二号

賦課金額　金四五九、〇〇〇円

③氏名　山崎　敏生

住所　千葉県松戸市秋山一一一番地の一

ミオカステーロ松戸秋山ステーション

フロント六〇一号

賦課金額　金四八〇、〇〇〇円

④氏名　渡邉　清一

住所　千葉県松戸市秋山三四二番地

賦課金額　金四三、六〇一、〇〇〇円

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、賦課金額決定通知書については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年十二月三日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

住宅型式性能認定に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｊ17号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年12月３日　　日本ＥＲＩ株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成24年９月11日）

トヨタホーム株式会社（愛知県名古屋市東区泉１丁目23番22号）

省エネルギー対策等級―等級４

T170407Ab011003a、T170407Ab011004a

T170407Ab011005a

省エネルギー対策等級―等級３

T170307Ab011003a、T170307Ab011004a

T170307Ab011005a

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成24年10月５日）

トヨタホーム株式会社（愛知県名古屋市東区泉１丁目23番22号）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３

T010307Ab0080002、T010307Ab0080003

T010307Ab0080012、T010307Ab0080013

T010307Ab0090002、T010307Ab0090003

T010307Ab0090012、T010307Ab0090013

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３

T020307Ab0080002、T020307Ab0080003

T020307Ab0080012、T020307Ab0080013

T020307Ab0090002、T020307Ab0090003

T020307Ab0090012、T020307Ab0090013

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

T030207Ab0080002、T030207Ab0080003

T030207Ab0080012、T030207Ab0080013

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

T030107Ab0090002、T030107Ab0090003

T030107Ab0090012、T030107Ab0090013